



「国民スポーツ」とは何か

編所ヨリ寄贈

関 春 南

一 問題の所在とその視角

社会の発展にともない、国民のスポーツ要求は急速に増大してきている。それとともに、要求を充足しえない状態もまた急速に増大してきている。この矛盾の克服が、理論的にも、実践的にも、今日、日本のスポーツをめぐる中心的な課題となってきたのである。

この課題の解決は、最終的には国のスポーツ政策の転換による解決にまたねばならないが、その過程における理論的問題として、そもそも、国民の要求の対象であるスポーツつまり「国民スポーツ」とは何かという問題が今日問われてきているのである。

それは、第一に、「国民スポーツ」が超階級的な性格をおびて現われてきているというスポーツ状況にある。すなわち、国民のスポーツ要求の増大に対応して、七〇年代に入ると、政府関係機関をはじめ、日本体育協会（体協）などから「すべての国民にスポーツを」という理念が新たに打ち出されてきた。一部の選手だけでなく、全ての国民を対象とした「国民スポーツ」を進展させるという理念は、スポーツ界では勤労者を中心に一九六五年組織された新日本体育連盟だけが掲げていたものであったが、今や、政府関係機関を含め、スポーツ界全体に共通した理念となってきたのである。

このような状況の中で、「国民スポーツ」の真に国民

的な内実を明らかにしていくことが求められてきたのである。

国民の要求の対象であるスポーツを明らかにしていくことは、反面で、国民の要求の対象たりえないスポーツ及びスポーツ観を明らかにしていくことでもあり、それのもたらすイデオロギーと、国民の要求との間の矛盾を説明していくことにもなるのである。

第二に、国民の要求の対象であるスポーツつまり「国民スポーツ」の解明は、国民のスポーツ権を確立し、国民全てのものにしていくための不可欠の条件になっているからである。「国民スポーツ」の客観的な実体とそれによってきたる本質が明らかにされてはじめて、それが国民の権利であると主張しうるのであり、その時はじめてスポーツ権の主張は国民の中に実感として受けとめられ、国民のエトスとなっていくのである。

このようなスポーツ権思想を身につけた者が、国民のスポーツ要求の実現をめざす運動の担い手としてスポーツ政策転換へのエネルギーとなっていくことはいうまでもない。

第三に、「国民スポーツ」の解明は、国民の要求に応

えた体育科教育の建設にとっても不可欠な条件となってきた。スポーツを中心的な教材とし、教材のもつ価値実体との対応の中で、体育科教育の目標、内容が規定されてきている中で、国民の要求をふまえたスポーツの価値実体の解明は、体育科教育のあり方をきめていく上で大きなテコとなっていくと考えられるからである。

このように、スポーツを対象化し、科学的に捉えることは極めて重要な課題となっているにもかかわらず、これまで積極的に論究されてこなかった。従って、依然として国民の要求に反するスポーツ把握が支配的となっているのである。

そこで本稿では、従来の支配的なスポーツの捉え方を検討するとともに、そのイデオロギー的展開の現実を、国民のスポーツ要求に照して検討し、その中から、国民の要求にかなったスポーツⅡ「国民スポーツ」とは何であるのかを、先達の成果をふまえて、論究してみたいと思う。

二 支配的なスポーツ把握の方法

今日の支配的なスポーツ把握の方法は、スポーツの基

(3) 「国民スポーツ」とは何か

本的性格をプレイ遊びとして捉えるものであり、古典的にして伝統的なスポーツ把握である。日本におけるオピニオンリーダーは竹之下休蔵(『スポーツ科学講座10・スポーツの社会学』一九六五年、『プレイ・スポーツ・体育論』一九七二年など)に代表される人たちである。このスポーツ把握の方法は、体協や政府のそれと基本的には軌を一にしており、今日支配的なスポーツ観の基礎理論となっている。

そこでここでは、竹之下休蔵のスポーツ把握の方法とそのよってきたる所以について検討する。

竹之下は、スポーツの捉え方について次のように述べる。「スポーツの定義やその内容の範囲は、それを規定する立場、それぞれの社会における習慣的な考え方などによって様でないが、各国でスポーツへの関心が高まり、研究が深められるにつれて、同じような概念規定に近づきつつあるということが出来る。すなわち、スポーツはその基本的性格においてプレイである、そしてプレイの中のアゴーン(競争の形をとるもの—闘)である、さらに身体的活動(運動)である、とするのが今日のスポーツについての一般的な考え方と言ってよい。

スポーツの基本的性格がプレイであるということは、スポーツは生活の必要上しなければならぬ活動ではなく、本来自由な時間における自由な活動であるということである。⁽¹⁾

あるいは「スポーツは、人生にとって第二義的なもの、本務を妨げてはならないもの、個人的なことがらというものは、伝統的なスポーツ概念の本質をなすものといつてよい⁽²⁾」と。

ところで、氏がスポーツの基本的性格を何故プレイとして捉えねばならなかったのかについては、ホイジンガやカイヨワのプレイ論が盛んに説明されるが、不思議なことに、自らの論拠は何ら示されていない。

実は、何故示されていないのが重要なのである。それは氏の客観的な真理に対する認識方法論にかかわっているからである。

氏は「これこれの論拠にもとづいて、自分はこう考える」とは決していない。常に、「一般的な考え方」をもちだすことによつて、自分の承認している考え方の正当性、客観性、真实性を主張しようとしているわけである。この方法は論理展開の全体を貫いている。私があえ

てこの問題をとりあげるのは、この方法が、氏に代表される「スポーツの社会学」を風靡しているからである。

そもそも、「各国で同じような概念規定に近づきつつある」ということと、つまり多数の人間が同じように考えるようになってきたということと、それが真理に近づきつつあるということとは別のことなのであり、もちろん同じ場合もあるが、科学的認識に到達するためには一応区別して考えなければならぬ問題なのである。ところが氏にあっては、「同一のこと」と映っているようである。

このような認識方法が何に起因しているのかといえは、「スポーツの社会学は、社会的事実あるいは問題としてのスポーツを、実証的・客観的にあるがままにとらえればよい」という「スポーツの社会学」の「事実」あるいは「問題」把握の方法に根ざしているものなのである。

そこで氏における「スポーツの社会学」の「問題」把握を次に見よう。氏は「スポーツの社会学の問題は、また、社会学からと同時に、スポーツそのものから考えることが必要である。スポーツの概念について、意見の一致があるとはいえないが、スポーツの大衆化と高度化の

傾向を否定できない。かくて、現状におけるスポーツの形態は、①、いわゆる avocation としてのスポーツ、

②、チャンピオンのスポーツ、③、プロ・スポーツに分けられる。avocation としてのスポーツは、さらに、学校のスポーツと余暇時のスポーツに分けられるであろう。スポーツ社会学の問題は、このようなスポーツのカテゴリーに従って分けることもできる」と問題設定について述べる。しかし、このように「スポーツそのものから」何故「問題」を選び出さなければならないのか、選び出された「問題」が、日本の現代という歴史的・社会的現実の中で解決の道(理論)の求められている「問題」であるといえるのかということが一向に明らかでない。つまり、ここには「問題」把握の必然性が全く存在しないのである。これを称して「問題」に対する没価値的把握ということができるのである。

「問題」が成立するためには、それを「問題」として把握する認識主体の価値観が必ず伴っている。「事実」とか「問題」は常に一定の価値観をもった立場に立って選ばれているのである。ところが竹之下にあっては、実証性、客観性を尊重しようとするあまり、「問題」把握

(5) 「国民スポーツ」とは何か

における認識主体の価値観まで排除してしまったのである。従って、「問題」とみなす根拠が現象主義的になり、無限定的となり、「問題」の質が不鮮明となってしまうたのである。「問題」の根拠が曖昧であって、解決の理論だけが鮮明になりうるはずはなかったのである。いやそれどころか、解決の理論たること自体めざされていなかった。ただ「事実」や「問題」を「あるがままにとらえればよ」かったからである。⁽⁵⁾

ともあれ、氏にあっては、外国（とりわけ西欧諸国）の捉え方が極めて重視される。「遅れた日本、進んだヨーロッパ」の観念の根強さを感じないわけにはいかない。それは氏のスポーツ論が、西欧の研究者のスポーツ論をほとんど無批判に継承しているところに現われている。二、三の主な西欧の研究者の論を検討すればそのことは自ずから明らかとなる。

日本の支配的なスポーツ観の形成に大きな影響を与えた研究者及び邦訳された書物として、カール・デーム『スポーツの本質とその教え』（邦訳一九五五年）、ベルナル・ジレ『スポーツの歴史』（一九五二年）、P・C・マッキントッシュ『スポーツと社会』（一九七〇年）

をあげることができる。

ここでは、三氏のスポーツの捉え方の特徴を概観しておく。

カール・デームは「スポーツは……目的に縛られない、喜びにみちた、能力を高めようとして努力する遊び⁽⁶⁾」であるとしてスポーツの基本的性格を捉え、「単なる遊びは決してスポーツではない。遊びはわれわれが計画的におこなうときはじめてスポーツとなる⁽⁷⁾」と、遊びの一現象がスポーツであることを説明する。その場合、行為主体の態度をスポーツ出現の決定的要因として強調する。たとえば「プロ・スポーツはなるほど、スポーツ的な行為にもとづいている。しかしながら、その心構え(Sinnlich-hung)からいえば、まったく別なまさに正反対のものである。一方には、同じ行為が調整であり補償であり仕事の後の余暇であるのに対して、他方には、その同じ行為が、仕事であり、休息ではなく労働時間なのである⁽⁸⁾」(傍点筆者)と。

ベルナル・ジレもスポーツ把握にあたり、行為主体の心理的態度を強調し、スポーツを「本質的に遊戯」であるとしながら、体育との対比で、さらに闘争心の存在

が不可欠であることを次のように説明する。すなわち「このように絶えずたかおうとする気持がないならば、そこにはスポーツはありえない。ここにスポーツと体育との本質的な相違がある」(傍点筆者)⁽⁹⁾と。こうして、「一つの運動をスポーツとして認めるためには、われわれは三つの要素、即ち、遊戯、闘争、およびはげしい肉体活動を要求する」と定義するのである。⁽¹⁰⁾

P・C・マッキントッシュもまた、ホイジンガやカイヨワのプレイ論を継承しながら、スポーツの基本的性格をプレイとして捉え、その中のアゴーンに位置づけ、さらに「スポーツの本質的特徴は、遊戯の要素が見出される他の領域―チャンスのゲームや演劇的遊戯、あるいは模倣遊戯―とは異なり、卓越性を求めて努力することである」(傍点筆者)としている。そしてプレイにおいて相手や自己や環境を克服しようとする努力は「スポーツにその特有な満足と人間の生活に特殊な価値をもたらす」とし、スポーツを「活動自体ではなく、スポーツのもたらす満足の動機や性質によって」⁽¹¹⁾競技スポーツ、闘技スポーツ、克服スポーツに分類し、それにダンスや表現運動などを含む領域を加えている。

ここで三氏に共通していることは、スポーツは身体活動(運動)であり、その基本的性格はプレイであると捉えている点であり、その現象を主体の側のいろいろな側面から説明しているという点である。

ところで、プレイとは「本気でそうしている」のではないもの、日常生活の外にあると感ぜられているもの⁽¹²⁾というように、活動主体の心理的態度や精神的状態を指している概念であった。従って、スポーツの基本的性格をプレイとして捉えるということは、スポーツという対象自体が活動主体の主観的観念によって規定されることを意味していたのである。「心構え」とか、「闘争心」といった活動主体の心理的態度や「卓越性を求める努力」といった精神的態度如何によって対象が規定されていたことを見てもわかるであろう。同じ活動(運動)をやっているながら、一方の者には、それがスポーツであり、他方の者には、スポーツではないといったことや、同一の人間にとっても、同じ活動(運動)が時によってスポーツであったりなかったりするといった現象が起ってくるのである。これでは、スポーツという対象を客観的に捉えたことにはならない。

(7) 「国民スポーツ」とは何か

確かに、スポーツを行なう場合主体の側にさまざまな心理的・精神的状態が現われることは否定できない。従ってスポーツがプレイであるということは、一面では真理なのである。しかし、主体の側の心理的な現象を捉えて、基本的な性格と規定するわけにはいかないのである。マツギントッシュが、スポーツを「活動自体」ではなく、活動のもたらす「満足の動機や性質」によって分類したが、実は逆にすべきなのであって、客観的・普遍的に実在している「活動自体」を基準にして分類されねばならないのである。ところが「活動自体」が対象に据えられていないため、スポーツという活動は「特有の満足と人間生活における特別の価値」をもたらすといいつながら、その満足や価値とは如何なるものであり、如何なるメカニズムの下で生み出されてくるのが捉えられていないのである。

このように、スポーツの基本的性格をプレイとして捉えている限りにおいては、スポーツは依然として実生活から遊離して天空のかなたをさまよっているしかなかったのである。

しかし、このスポーツの把握は、社会的現実の中で、

自ら破産を宣言せざるをえない状態に立ち至っている。次にそのことを示そう。

竹之下休蔵は「現代スポーツの特色」を次のように説明する。すなわち、「現代のスポーツは、はなはだ捉えがたいものとなり、スポーツがプレイヤー自身にとつて何かということよりは、スポーツの外側におけるそれぞれの関心に方向づけられ、利用されるものになっているのではないか。要約して手段化の進んだスポーツ、そこに現代スポーツの特色を見出すことができる」と。⁽¹⁴⁾

ここで「手段化の進んだスポーツ」というのは、スポーツが、国民的広がりをもつてくると共に、技術的にも高度化してくるという状況の中で、スポーツの機能が多面的となり、社会性・公共性をもたざるをえなくなってきたという現実の反映を意味しているのであるが、氏にあっては、スポーツの機能が多面的になったために、スポーツを捉えることが困難になったとして、「スポーツに期待できる機能も、からだや心を鍛えることから、ストレスの解消や、社会関係を広げること、管理社会における生きがいなどさまざまである。これらのことを考えずに、スポーツを一つのものとして窮屈に考える必要

はない⁽¹⁵⁾」というのである。そして、「現代のスポーツを
 プレイの領域に閉じ込めておくことは不可能であ⁽¹⁶⁾り、
 「伝統的なスポーツ概念は今日のスポーツ現象の全部に
 適用できない」から「スポーツ概念規定を改める必要が
 ある⁽¹⁷⁾」というに至るのである。

スポーツの問題、つまり、「体や心を鍛える」
 ことになるとか、「ストレスの解消」になるとかいった
 事柄は、活動(運動)の効果あるいは結果として出てく
 る事柄なのであって、それを生み出す活動(運動)その
 ものではない。従って、機能が多面的となったことによ
 って、スポーツとは何かが捉えがたくなったということ
 自体、竹之下にあっては、スポーツの本質が捉えられ
 いなかったことを自ら証明したわけである。

- (1) 竹之下休蔵『プレイ・スポーツ・体育論』一九七二年
 一九六頁。
- (2) 竹之下休蔵「スポーツの社会学と問題」『スポーツ科
 学講座・10・スポーツの社会学』一九六五年、一四頁。
- (3) 前掲書、二一頁。
- (4) 前掲書、二八頁。
- (5) 戸坂潤「イデオロギーの論理学」『戸坂潤全集第二巻』
 参照。

(9) Carl Diem, *Wesen und Lehre des Sports*, 1949, 8
 Vorwort.

(7) ebd., S. 14.

(8) ebd., S. 21-22.

(6) Bernard Gillet, *Histoire du Sport*, 1949, p. 11.

(10) op. cit., p. 12.

(11) P. C. McIntosh, *Sport in Society*, 1963, p. 126.

(12) ibid., p. 126-127.

(13) Johan Huizinga, *Homo Ludens, Vom Ursprung der
 Kultur im Spiel*, 1956. J. ホイジंगा、高橋英夫訳『ホ

モ・ルーデンス』三二頁。

(14) 竹之下休蔵『プレイ・スポーツ・体育論』一五六―七
 頁。

(15) 前掲書、一六四頁。

(16) 前掲書、一八九頁。

(17) 前掲書、一七一頁。

三 プレイ論のスポーツ・イデオロギーの展開

プレイをスポーツの基本的性格として捉えるスポーツ
 論は、プレイの性格をそのままとこみ、スポーツ・イ
 デオロギーとして展開されることとなる。この展開過程
 が、国民のスポーツ要求との矛盾をあらわにしていくの

(9) 「国民スポーツ」とは何か

である。

スポーツ・イデオロギーとして問題になるプレイであるということの特徴は、たとえば、「プレイの目的は行為そのものの中にある」「この行為はどんな物質的利益関係とも結びつかず、それからは何の利益もたらされることはない」又「日常生活とは別のものだ」という意識に裏づけられている。「それはそれ自体の中で始まり、かつ終わる一つの完結体」であり、「自己完結の意味での遊戯行為の純粹な自己満足こそが遊戯において時間のなかで人間的な休らいの可能性を開示する」ものであり「タンタロスの努力の沙漠のなかに出現する幸福の『オアシス』の如きものである」と述べられているように、それは行為の無目的性、非生産性、非日常性、自己完結性であり、総じて、プレイとは、現実の労働生活から全く切り離された世界での自由な人間的な行為であるというのである。

このようなイデオロギー的性格がスポーツの中で具体的にどのような機能し展開しているのであらうか。そして如何なるかたちで国民のスポーツ要求との矛盾を深めてきているのであろうか。実はこれが問題なのである。

その第一は、アマチュアリズムといわれている近代スポーツの基本理念の問題にかかわっている。アマチュアリズムとは、プレイであることの特徴であるスポーツの自己完結性、非日常性つまり純粹性を主張したものであり、政治的、経済的関係をたち切って、ひたすらスポーツのためのスポーツ、スポーツ至上主義の遵守を謳っているものであった。この理念は、一九世紀後半のイギリスに由来するものであり、労働を支配し、金と暇をほしいままにしたブルジョア階級によって形成され、日本では今日まで特に体協を中心として受け継がれてきたものである。

スポーツ至上主義の精神は、資本主義社会の発展の中で、自由競争の原理を反映して、勝敗に対する興味と関心を高め、技術の高まりは競争を激化させていった。とりわけ、日本のように遅れてしかも急速に発達した資本主義社会の中では、スポーツにおける勝利は、ナショナルなものと同様に結びつき、ナショナルリズム高揚の手段とされ、国の榮譽として賞賛されていった。また、ゲームインシャフト的な地域社会の中で、「村や町の榮譽」として、あるいは「母校の榮譽」として特別な賞賛を浴び

ることが、いやがうえにも選手に勝利への意欲をかき立てていった。あるいはまた、スポーツの競争で敗けることを恥とする武士道的な勝敗観の伝統が根強く存在していた。⁽³⁾ これらのことが特殊日本的な勝利至上主義を生み出すことになったのである。その典型は、東京オリンピックで優勝した女子バレーボール監督大松博文のいわゆる大松主義であった。彼はいう「あらゆる競技において、いかに小さな試合にせよ、勝つことが第一です。ましてオリンピックや国際選手権大会では、勝利なくしてはいかなる栄誉もありません。ですから、だれが何といおうと勝つために全力をあげるのがアマチュア・スポーツの真髄だとわたしは信じております」「試合は真剣勝負であり戦争と同じで……スポーツは殺すか殺されるかだ。二位では何の価値もない。あくまでも完勝の一位でなければ無意味なのだ」と。⁽⁴⁾ このような理念に忠実に自己の生命を断っていったマラソンの円谷選手は、正に本当の「遊戯人」⁽⁵⁾であったのかも知れない。これがアマチュアリズムの一つの帰結であった。

こうして勝利至上主義は、弱者を切り捨て少数精鋭主義に拍車をかけていったのである。

ところが、勝利至上主義のスポーツ理念から出てくる問題は、スポーツ界にのみとどまらず、学校教育にも深刻な影響を与えているところにある。すなわち、スポーツにおける「競争主義」の悪き影響から生徒を守るために戦後の教育改革の時期に設置された「生徒の対外競技基準」は、スポーツ界の緩和要求をもとに数次にわたる改正がなされ、今日では小中学生の全国大会はもとより、中学生の国際大会参加も可能となっている。

今日、勝利至上主義は、学徒をまきこみ、スポーツ技術の向上に人間を従属させるような事態を生み出しているのである。あるいは又、国の打ち出している「能力主義」的教育観と結合し、へたな者、できない者を排除し、差別と選別の教育体制を補強する役割を担って展開しているのである。

第二は、スポーツの自己完結性、純粋性から必然的に出てくるスポーツの非公共性、私事性にかかわる理念の問題である。すなわち、スポーツが、私事、つまり個人的なことからであるという考えは、「やりたい者は自分で金を出してやればよい」といういわゆる受益者負担主義となつてあらわれてくる。

(11) 「国民スポーツ」とは何か

今日、国民のスポーツ要求の充足にとって大きな問題となっているのは、スポーツ政策の貧困の問題であり、それは、施設、指導者など、いわゆるスポーツの前提条件となっている物質的條件の貧困の問題である。受益者負担主義は、こうした物質的條件の貧困の放置を免罪するものとなっており、反面で、スポーツを利潤追求の対象に追いやっているのである。正に、スポーツ政策の貧困の隠れ蓑となっているのである。すなわち、国にとっては、「スポーツは個人の私的な遊びなのだから、やりたい者は自分で金を出して営利施設でやればよいのである、いくら国民の要求が増大してきたからといって、国が公共施設や指導者を整備する義務は何もない。」ということになり、国民にとっては「私的な遊びなのだから自分で負担するのがあたりまえ」従って「施設がなくてできなくても仕方がない」ということになるのである。ここからは現実を変革するエネルギーは何も出てこない。

今日、スポーツ行政に関しては、国庫補助を規定した唯一の法律として「スポーツ振興法」があるが、全くの「ザル法」である。補助問題に対するこの法律の特徴は、

「国が認めれば補助できるが、義務はない」という点にある。その証拠に、成立一五年を経過しているのにさしたる実効をあげていない。

このような曖昧な、尻抜けの法律がつくられた背後には、立法にたずさわった者のスポーツの捉え方が決定的意味をもっていた。すなわち、それは「スポーツの振興」という実体把握をめぐってたちまち現われてくる。法案作成にかかわった者によると、立法の基本的態度として「すべての国民がスポーツの楽しみをもち得るには、基本的には社会問題、つながる問題があるにせよ、スポーツの振興という角度から余りに問題のはばを広げ過ぎたのでは、事態は拾収困難になる」(傍点筆者)から「行政施策の基本を規定する」だけにしたというのである。つまり、ここでいっている「スポーツの振興」は「社会問題」とつながらない問題だけに限定されているのである。ということの背後には、スポーツとは、政治的、経済的、社会的問題とは関係のない「純粹」なものであり、「私事」であるという根強いスポーツ把握が存在していたのである。

増大する国民のスポーツ要求の実体を映し出すような

スポーツ把握ができてはじめて、スポーツは国民の権利であり、国はそれを保障する義務があるという見地が生み出されてくるのである。スポーツが「個人の私的な遊び」であるうちは、それを国民の権利として主張することはできなかつたのである。

第三は、プレイのイデオロギー的性格の基本的特徴である生活・労働との関係の問題である。

プレイ論は、労働とプレイを対置させて、労働は暗く、強制と苦役であり、「沙漠」であるのに対して、プレイは明るく、人間的な自由と喜び、「幸福の『オアシス』」として描き出した。この特徴はそのままスポーツの特徴として捉えられていく。スポーツは、非日常の世界での、無目的で、非生産的で、自由な活動であると。

確かにスポーツの生み出す「無心」と「忘我」の境地は、勝敗を軸にして自己完結的な世界をつくりだし、少なくともその中では、現実の苦しみ(矛盾)が解消したかのごとき幻想と錯覚をいだかせる。この点が一面的に強調され、スポーツとは、まさにそういうもので、生活と労働の中で失なわれた「人間性」を回復するもの、「生きがい」を実現するものとして位置づけられ、いわ

ば、現実の矛盾の脱出口、緊張緩和剤としてクロウズアップされていくのである。

スポーツのこうした側面が、「高度経済成長」政策の矛盾が鋭く噴出しはじめた六〇年代後半から七〇年代にかけて、独占資本とその政府によって積極的に利用されていくことになる。すなわち、支配体制を維持・存続させる基盤であった地域社会の崩壊の進行に対して、この「再編・強化」のテコとしてスポーツを利用しようというのである。国民のスポーツ要求の増大を背景として、「コミュニティ・スポーツの振興」がさかんに謳われ、スポーツを通じた連帯感の形成、地域社会づくり、そして、「活力ある福祉社会の建設」がめざされていく。

このように、支配的なスポーツ・イデオロギーは、現実のウサを全て飲みこんでしまふ天使のよそおいをして、われわれのまわりを徘徊しているのである。

(1) J・ホイジンガ、高橋英夫訳『ホモ・ルーデンス』三二―九五頁。

(2) Eugen Fink, *Oase des Glücks Gedanken zu einer Ontologie des Spiels*, 1957. E・フィンク、石原達二訳『遊戯の存在論―幸福のオアシス』二七頁。

(3) 斎藤正躬『スポーツマンノート』六五頁。

(13) 「国民スポーツ」とは何か

(4) 大松博文『おれについてこい』二一頁。尚、大松が自民党の代議士として後に担っていくことになった政治的役割は、彼のスポーツ理念が如何なる政治的意味をもつものであったかを如実に示していた。

(5) 斎藤正躬『名選手—スポーツに賭けた人生—』六〇頁。

(6) 川口頼好・西田剛『逐条解説スポーツ振興法』二三頁。本書は、必ずしも公式見解を示したものではないが、衆議院法制局及び文部省体育局の関係者によって出来たものであり、現在までのところ、この法案に対する政府側の意図を最もよくあらわしているものとみなすことができる。

(7) 経済企画庁『経済社会基本計画』一九七三年二月。国策の中に、「コミュニティ・スポーツの振興」がはじめて掲げられることになる。

四 「国民スポーツ」の系譜

国民のスポーツ要求実現の根拠となりうるスポーツ把握はどのようにすべきなのであろうか。

スポーツを生活・労働と対置させて捉えたブレイ論的スポーツ把握が反面教師として教えていることは、スポーツは、生活・労働と統一的に把握しなくてはならないということである。そのことなくして、スポーツが国民のスポーツとして起死回生の道を歩んでいくことはでき

ないからである。

スポーツを生活・労働との統一の中で把握するためには、両者が有機的に結合していることを内在的に説明しなければならぬ。そのためには、大きく二つの方法が必要である。その第一は、ブレハノーフが芸術との関係でなしたように、両者の歴史的な関係を実証的に明らかにすることであり、第二は、現代的状況の中の両者の関係を理論的に明らかにすることである。ここでは、第一の問題については枚数の関係で捨象し、第二の問題についてのみ論究してみたいと思う。

現代的状況の中で両者の有機的関係を理論的に明らかにするためには、まずスポーツを客観的な対象物として捉える必要がある。ブレイ論的なスポーツ把握のように、主体の如何で対象が猫の目のように変わるといったことでは客観的对象把握はできない。そうではなく、主体から相対的に独立した客観的実在としてのスポーツを捉える必要がある。すなわち、スポーツのもつ客観的な価値実体を把握する必要があるのである。この価値実体が実は、生活・労働と有機的結びつきをもつ媒介項だからである。

そこで次に、スポーツが対象化され、本質究明が進み、価値実体がどのように認識されてきているか—これが「国民スポーツ」の系譜にほかならない—について、戦後の思考過程の骨子をふりかえってみたい。

ここでは、戦後日本における「国民スポーツ」論の発展に大きな礎石を投じた二人にそれぞれ代表されるスポーツ把握の方法についてのみ検討してみたい。

その一人は、今日学校体育に関する日本最大の民間研究団体となっている学校体育研究同志会（一九五五年結成）の創設者であった丹下保夫（『体育原理上・下』一九六一年、『体育技術と運動文化』一九六三年）に代表されるものであり、今一人は、一九六五年、スポーツを国民全てのものへ、という旗印のもとに結成され、今日著しい発展を就けている新日本体育連盟の理事長として活躍を続けている伊藤高弘（「スポーツと現代」『若い世代と学問Ⅳ』一九七三年）に代表されるものである。

そこでまず、丹下保夫のスポーツ把握の方法を検討する。

氏は、これまでスポーツとかレクリエーションとかいわれているものを「運動文化」という概念で統一的に捉

え、対象化しようとした。「運動文化」という概念をえて用いたのは、従来のスポーツ概念に対する批判の中から生れた新しいスポーツ概念をこの言葉の中に付与したいという願望にもとづくものであった。従って運動文化といっても、具体的にはスポーツをさしていた。その意味では、私がスポーツの概念を新たに捉え直そうとしている主旨と同じなので引用中以外はスポーツという言葉で統一することにする。

ところで、丹下がスポーツを対象化して捉えようとした根拠は、スポーツを人間形成との関係で問題にしていたところにあった。そのことを次のようにいう。「体育も人間形成という教育の目標をめざすものであるが、それは運動文化の学習を通して行なうところに特質がある。しかし運動文化は単なる身体活動ではない。何らかの意味で人間形成の内容をもっているだろう。そうするとどのような人間形成をめざすかという観点から運動文化の質が吟味されなければならない」と。すなわち、スポーツの質を問題にするためには、スポーツを客観的な対象として措定し、その本質を問わねばならなかったのである。具体的には、これまでの体育の独自性のなさを「体

(15) 「国民スポーツ」とは何か

育の下請け理論⁽³⁾」と批判する中で、体育を「運動文化の追求を目的とする教育」と規定したことが必然的にスポーツそのものの本質究明へと向わたのであった。しかも、人間形成的問題との関係で本質が問われていくということは、暗黙のうちにスポーツの価値実体の追求に向っていったのである。

ここが、スポーツの基本的性格をプレイとして捉えた論者と決定的な相違となって現われてくる。すなわち、プレイ論的スポーツ把握では、スポーツは、目的のない活動であり、非生産的な活動であり、「いかなる種類の新しい要素もつくりださない」活動であった。従って価値実体の追究という観点は出てくるはずもなかったのである。

ともあれ、丹下は、各運動のもつ特質・もちあじの客観的、科学的究明に向い、豊富な体験的証言の実証を通じて、スポーツの特質を次の五点に整理した。それは第一に、生物学的運動欲求の充足、第二に、運動技術、第三に、試合（競技）、第四に、練習、第五に、倫理性である。その中で本質をなすものは運動技術であるとして、それを次のように説明した。「運動技術は常に器用に動

きまわる機械のような身体活動ではなくて、そこにはこの人のねがいや希望がおりこまれ、いろいろなその人の思考や感情や性格などの精神作用がおりこまれている」
「運動技術を獲得するということは、実はこのようなその人の全心身のその時の条件の上に成立しているものであって、この意味では、その人の性格なり、精神的態度なりを表現しているといえる」
「このような運動文化は運動技術によって単なる生物的運動欲求の活動ではなくて、より上手になりたい、より美しくやりたい、よりフェアにしたいというような人間的欲求に支えられたもの」⁽⁴⁾である。

つまり運動技術とは、人間的な諸要求の実体を表現したものであり、従って、運動技術を獲得するということは、この人間的な諸要求を充足し、人間的なよろこびを感じとることを意味しているといふのである。そして、このこと自体の中に何物にもかえ得ない価値を見出すのである。こうして氏は、スポーツの本質は「スポーツのもつ技術的ふかまりによる人間的よろこび」⁽⁵⁾であると規定するのである。

丹下が、単なる「生物的運動欲求」だけでなく「人間

的欲求」を基礎にスポーツにおける「よろこび」を問題にしようとしたこと、そしてまたこの「よろこび」を運動技術の獲得によりだれにでも普遍的にもたらされるものであることを明らかにしたことは画期的な意味をもつものであった。それは、スポーツと生活・労働との統一の把握を理論的に切り開いていく突破口となっていた。

しかしながら、「よろこび」がスポーツの本質であるという以上、その「よろこび」はスポーツ固有のものでなければならぬはずであるが、氏にあっては、芸術のもたらず「よろこび」と区別されていない。このことは運動技術の固有の性格も明らかにされていないことでもあった。これは氏が、スポーツをいくつかの要素として説明せざるをえなかったところに現われていたように、対象の認識方法に原因があった。

ともあれ、スポーツ固有の「よろこび」とは何か、「よろこび」の物質的基礎は何か、すなわち、運動技術とは何であり、それは「よろこび」と如何なる関係にあるのか、ということが丹下の中に孕まれていた課題であった。

丹下の中で沸々として発酵を続けていたものは、伊藤高弘によって受け継がれ更に発展させられることとなる。

丹下は、「人間の欲求」の充足というように、抽象的一般的人間の欲求の充足を問題にしていたが、伊藤は、現代日本に生きる具体的な「勤労国民の要求」という立場からスポーツ要求を問題にした。そして、今日支配的なスポーツ観の下で勤労国民がスポーツ要求を充足することの極めて困難な現実をふまえ、その中だからこそ「国民がスポーツをする必要性と必然性をあきらかにし、スポーツ要求の正当性を社会的に承認させ」なければならぬと考えたのである。そして、これまでの現象論的捉え方の批判の上に現象と本質との統一的把握つまり構造的論的把握を試みるのである。

氏はスポーツとは何かを典型的な姿で捉えようと「常識的にはスポーツをおこなうのが無理、あるいは必要がないと思われている身体障害者」にとってスポーツとは何かを究明していく中で「障害者にとってスポーツをおこなうことは、自己表現と身体諸力の発達の統一をめざすことである」ことを明らかにするのである。

ここで重要なことは、これまでスポーツは勝利を合理

(17) 「国民スポーツ」とは何か

的に追求するものとしてのみ捉えられてきたものを、それだけではなく「人間の生きることのすばらしさを表現する」ものであるということ、つまり、スポーツには表現活動（創造活動）という側面のあることを氏が全体構造の中で明確にしたことである。

そしてスポーツという身体活動は、一定の形（フォーム）を通じた表現活動（プレイ）であると同時に、人間生体内の諸機能の制御活動であり、この両側面は常に照応した関係にあることを示した。かくして、スポーツの本質を「身体運動の制御・表現」と規定するに至るのである。

このように捉えることによって、運動技術のもたらす「よろこび」が、一面では身体的機能の高揚と、他面では、その水準に照応した人間のすばらしさ、生きていることよろこびといった人間の本質的なものの表現（人間的自由の拡大）という二側面を統一した価値実体から生み出されてきているものであることが解明されたのである。

この価値実体こそ、労働のよろこびと本質的なところで結びついているものであった。すなわち、運動技術の

もたらす「よろこび」は、労働によって、自然と社会とそして人間自身を一步一步変革し、人間的自由を拡大してきた、正に人類史的な人間の本質的要求に根ざした創造のよろこびにはかならなかつたのである。

(1) マルクス主義の立場から、スポーツを労働と対置させる捉え方を批判している論文の代表的なものは、A・A・フレンキン「スポーツと社会」ソ連科学アカデミー哲学研究所『哲学の諸問題』一九六〇年第二号（A・A・フレンキン「Спорт и общество」,《Вопросы философии》No. 2, 1960）（邦訳『前衛』一九六〇年九月号）であろう。氏はここで、スポーツの観念論的把握を鋭く批判するが、労働との統一的把握については、「スポーツは、労働に対立するあそびやよろこびの源泉としてではなく、有機的に労働を補足するもの」（邦訳一四二頁）と述べているだけで、肝心の両者の有機的関係については、残念ながら何ら論じていない。

(2) 丹下保夫『体育技術と運動文化』二頁。

(3) 丹下保夫『体育原理・下』一四三頁。この批判は、スポーツの本質究明には大きな意義をもっていたが、体育の目的が、スポーツの文化価値からだけできまるのではなく、歴史的・社会的要請を受けざるをえないことを見落していた。

(4) 前掲書、三一頁。

(5) 丹下保夫『体育技術と運動文化』一七八頁。

(6) 伊藤高弘「スポーツと現代」『若い世代と学問IV』一六八頁。

(7) 前掲書、一六二頁。

五 「国民スポーツ」と国民のスポーツ要求

「国民スポーツ」とは、国民の要求になつたスポーツ、つまり国民のスポーツ要求の対象化されたものである⁽¹⁾。われわれはこれまで、スポーツの価値実体究明の努力をしてきたが、実はそれは、スポーツに対する国民の要求そのものでもあったのである。そこでこんどは、スポーツに対する国民の要求とは何であるのか、という側面からスポーツの価値実体に迫ってみよう。

国民のスポーツ要求は「人間らしい生活」要求の一環として急速に増大してきている。人間らしい生活要求は、生産力の増大・社会の発展と共に、時代の歴史的・社会的条件に規定されて高まってきている。大工業制の発展、科学・技術革命といわれる現代⁽²⁾において、とりわけ、国家独占資本主義段階における日本においては、「高度経済成長」政策の強行にともなう国民生活の急速な変化と

関連して高まってきている。

国民生活の変化は、一面では「新しい貧困」として捉えられている。これは、公害、都市問題、労働災害、職業病、消費水準の高度化に反するインフレによる実質賃金の低下、生活構造のゆがみ、労働力の流動化による転業の増大等であり、総じて「生活不安⁽³⁾」の深化として特徴づけられるものである。

「生活不安」の深化が国民的規模で広がる反面、民主主義的運動・思想の発展に支えられて、国民の生活要求は「いのち」と「くらし」の価値の自覚として発展していった。それはもはや、飢餓の状態からの脱却を求め、要求ではなく、現代という時代にふさわしく「人間らしく生きる生活」の価値実現の要求⁽⁴⁾であった。

このような生活要求の中でスポーツに求められている要求は、二側面から捉えることができる。その第一は、身体的機能の向上を求める要求である。とりわけ現代においては、生活環境、労働条件の変化による生命・健康破壊に抗して、健康と体力を維持・増進させたいという要求として現われている。これが現代の国民のスポーツ要求増大の大きな契機⁽⁵⁾になっていることは疑いない。マ

(19) 「国民スポーツ」とは何か

ラソンブームが如実に物語っている。しかし、スポーツに求められている要求はこれにつきるものではない。これにつきるものであるとすれば、技術の向上を求めて真剣に努力するスポーツマンの要求を説明できないであろうし、ましてや、健康破壊が社会的にとり除かれたところでのスポーツ要求の増大を説明することができない。スポーツ要求の実用主義的な把握は現実の一面しか説明できないのである。

スポーツに求められている要求の第二は、自己自身を対象化し、自らを創造するという創造の要求、すなわち、人間的自由の拡大・発展の要求なのである。それは、スポーツが生産労働に規定されながら、物質的必要性に限定されない自由な身体的・精神的生産活動として発展してきたという歴史的性格からきていることなのである。

このことは人間の普遍的要求である「自由」という観点から見ると明らかとなる。すなわち、第一の要求は、生活環境、労働条件の変化にともなう生命・健康の破壊という足かせからの脱却を求める要求、つまり、あるものからの自由の要求であり、それに対して、第二の要求

は、第一の要求を実現した人間が、人間そのものの豊かな創造へ向う要求、つまり、あるものへの自由の要求なのである。そしてこの要求の実現こそ真の意味での人間の自由が存在しているのである。⁽³⁾

これらの要求は、一方では、大工業制生産の発展を基礎に、労働時間の短縮、自由時間の増大がもたらされ、人間的自由追求の物的基盤が準備されてきているという状況に支えられて、他方では、自由と民主主義を生活の中に実現していこうとする国民のたたかひの発展を背景として着実に高まってきている。現代日本における国民のスポーツ要求は、これら二側面の要求が弁証法的に統一されたものなのである。このような要求にかなったスポーツこそ正に「国民スポーツ」にほかならないのである。

これを要約して構造的にいえば、「国民スポーツ」とは、プレイしている現象をもち、その中に、身体的機能の高揚及び、人間的自由の拡大という二側面の価値実体を運動技術というかたちで客観的に定有しており、これは、身体の制御活動と表現活動の弁証法的な統一体をなしている。すなわち、身体、制御・表現活動(運動)を

その本質としてゐるものなのである。

- (1) 「人間の本質の对象的に展開された豊富さによつてはじめて、主体的な人間の感性の豊富さが、音楽的な耳が、形態美に対する目が、要するにはじめて人間の享受力のある諸感覚が、人間の本質的な諸力として確証される諸感覚が、はじめて形成されたり、はじめて産出されたりするのである。」(マルクス『経済学・哲学手稿』『マルクス・エンゲルス全集』第四〇巻、大月版、四六二—三頁。
- (2) Andrzej Wohl, "The Influence of the Scientific-Technical Revolution on the Shape of Sport and the Perspectives of its Development", *Sport in Modern Society*, 1974.
- (3) 小島健司「現代の生活と労働」『現代と思想』一九七一年三月、三二頁。

(4) 島田豊「現代日本イデオロギー論」『講座現代日本資本主義・4・イデオロギー』二四—五頁。

(5) 「じつさい、自由の国は、窮乏や外的な合目的性に迫られて労働するということがなくなつたときに、はじめて始まるのである。つまり、それは、当然のこととして、本来の物質的生産の領域のかなたにあるのである。」(マルクス『資本論』第三巻、大月版、一〇五一頁)『或るものから自由になる』というまったく消極的・否定的な行為の——意識のないしは無意識的な——前提であつたのは、『なににへの自由』にたいする、すなわち、人間らしい仕方で生きてゆく可能性にたいする、一定の、具体的・積極的な態度であつた。(ダヴィドフ、藤野渉訳『自由と疎外』一三一—四頁。)

(一橋大学助教授)